

国際ロータリー会長 ビチャイ・ラクタル

慈愛の種を播きましょう
SOW THE SEEDS OF LOVE

IBARAKI ROTARY

Club Weekly Bulletin

RI第2660地区 茨木ロータリークラブ 創立 昭和34年(1959年)12月23日



事務局 大坂府茨木市上中栄一丁目9-20 茨木商工会議所 TEL.(0726) 22-2255 〒567-0881
 例会 毎水曜日12時30分 いばらき京都ホテル 茨木市中穂積一丁目1-10 TEL.(0726) 20-2121
 会長/藤井 實 幹事/中西 勝 会報委員長/秋山 勲
 委員/山本、日野岡、森下、今村



姉妹クラブ:台北 西北区 扶輪社
 友好クラブ:インドネシア・チネレRC

No.35 平成15年 4月 2日

本日の卓話
4月2日(水)
「ロータリー雑誌月間」
高島 健広報雑誌委員長

例会記録

第2138 回例会 3月26日(水)晴
 ロータリーソング「茨木ロータリークラブのうた」
 斉唱
 ビジターご紹介
 松井素子さん(大阪リバーサイドRC)

会長の時間

藤井 實会長

皆さん今日は、本日はこのホテルのチャペルでの例会となり、結婚式で牧師さんが新郎、新婦に誓約させるごとく、会長の私も会員の皆さんに誠意を尽くし、常に会員を幸せにしますと宣言させられそうな気持ちになります。

先週末、私は久しぶりに札幌へ行き、夜の薄野で、魚料理を食べにレストランに入りまして、美味しい『ニシン』を注文したのですが、今年の北海道の『ニシン』は鯛のごとく、小さく半分くらいの大きさのものしか水揚げが出来ないようです。

一昔前までであれば、歌にある様に、『ニシン来たかとカモメに問えば、わたしゃ発つ鳥波に聞け、』と言う程、大きな『ニシン』の海があったのであります。

出席報告

第2138 回例会			前回(第2136 回)		
会員数(免除)	出席	欠席	出席率	欠席	補正出席率
38 (15)	16	7	70 %	4	82.61 %

今は北海道漁場もロシアや韓国等の漁船に荒らされて、段々と大きい『ニシン』が取れなくなっているであります。

北海道の景気も開発庁や道の予算が半減し公共投資も少なく、薄野の夜も大分、寂しくなっています。

今、イラク戦を考える場合、日本の石油エネルギーの99%程度は中近東から来ており、アメリカのパワーと戦略に左右されています。この辺りで日本もシベリアの原油や天然ガスに注目し、北海道を日本のエネルギー基地として行くことが望ましいのではないかと考えます。約10年後ぐらいにはその様な実現がなされるよう、日本財界を挙げて取組むことにより、北海道の将来発展が期待できるのではないかと思う次第です。

幹事報告

中西 勝幹事

1、例会変更(北撮11RCの例会変更)
 摂津RC: 4/4(金) 12:30 12:45
 於: 万博日本庭園内万里庵 お花見例会の為
 5/2(金) 休会 両日ビジター受付なし

- 1、RI及び2660地区連絡事項
- 1) GSE イギリスチームフェアウェルパーティーの案内
 - 2) 地区大会第2日目、会長登壇でクラブ紹介を行う
 - 3) クラブ職業奉仕委員会に関するアンケート依頼
 - 4) 会長エレクトに地区協議会アンケート調査依頼
 - 5) クラブ社会奉仕活動についてのアンケート依頼

委員会報告

青少年・RA委員会

中江達雄委員長

ローターアクト委員長会議の報告
 3/15(土) 於: 薬業会館 25RCから40名出席
 ・4グループに分かれ、自RCの応援状況を報告し、意見交換、後各グループからまとめ報告。

- ・ 地区役員講評： 来期に向けて会員増強が最重要課題、何でもありとして取組んでほしい 次期委員長に引き継ぐ。
- ・ 特に印象に残った活動内容

奨学生から勧誘するのは有効
 地域ボランティア団体と友好して勧誘
 RC と RAC の懇親会を年 2 回実施
 RAC 例会に RC 会員出席を割当

職業奉仕委員会

山田慶子委員長

昨年 9 月～ 2 月 2 8 日間、無事故無違反チャレンジコンテストに 2 9 名の方の参加を頂いておりましたが、その運転記録証明書が届きました。クラブの結果報告は回覧します。ご協力ありがとうございました。

卓 話

松尾康弘会員

「税制改正のはなし」

平成 1 5 年度税制改正のポイント (抄)

相続税・贈与税の改正点

1. 相続時精算課税制度の創設

(1) 従来の贈与税制度に加えて、生前贈与と相続とを一体化し、贈与者が 6 5 歳以上の親で、受贈者が 2 0 歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)の生前贈与について、受贈者の選択により、現行の贈与税制度に代えて、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払ったその贈与税を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税をすることができる制度。

(2) この選択は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 1 5 日までの間に所轄税務署長に対してその旨の届出を贈与税の申告書に添付することにより行う。この選択をした受贈者は、最初の贈与の際の届出により相続時まで継続して適用される。

(3) 贈与財産の種類、金額、贈与回数の制限はなく、親からの贈与財産は、他の人からの贈与財産と区分して、選択をした年以後の各年にわたるその贈与者(親)からの贈与財産の価額の合計額を基に、複数年にわたり利用できる非課税枠 2 ,5 0 0 万円を控除した金額に、一律 2 0 %の税率により贈与税を算出する。

2. 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

(1) 住宅投資を促進する狙いから、相続時精算課税制度について、自己の居住の用に供する一定の家屋を

取得(又は一定の増改築)する資金の贈与を受ける場合に限り、6 5 歳未満の親からの贈与についても適用することとされ、これらの贈与資金についての非課税枠は 3 , 5 0 0 万円となる。

(2) この特例は、平成 1 5 年 1 月 1 日から平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日までの金銭による贈与に限って適用となる。なお、現行の住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例(5 分 5 乗方式)については、平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日まで、経過措置として存置される。

3. 相続税・贈与税の税率構造の見直し

相続税及び贈与税の最高税率が 7 0 % から 5 0 % に引き下げられ、税率の刻みも 6 段階に簡素化されます。

土地・住宅税制の改正点

1. 住宅ローン控除

(1) 平成 1 5 年 4 月 1 日以降、住宅ローン控除の適用中に転勤等のやむを得ない事由でその住宅に居住できなくなり、住宅ローン控除が適用できなくなった人が再入居することになった場合には、当初適用期間の残りの期間の範囲で再適用が可能に。

(2) 平成 1 6 年 1 月 1 日以降、居住を始める場合には適用期間が 1 0 年から 6 年に短縮され、最高減税額も 5 0 0 万円から 1 5 0 万円に縮小される。

2. 登録免許税

(1) 土地に関する登記のうち、登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の 3 分の 1 とする軽減措置を平成 1 5 年 3 月 3 1 日の適用期限をもって廃止される。

(2) 土地・建物等、不動産売買に係る所有権移転登記の税率が現行の 5 % から 2 % に引下げられる。適用は平成 1 5 年 4 月 1 日からで、さらに平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間は 1 % まで特例措置として税率が軽減される。

3. 不動産取得税

(1) 平成 1 5 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間に限り、標準税率 3 % (現行 4 %) とする措置が講じられる。

(2) 宅地及び宅地比準土地(市街化区域農地)の取得が行われた場合は、課税標準を固定資産税評価額の 2 分の 1 とする軽減措置について、さらに、平成 1 5 年 1 月 1 日から平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日までに取得する期間まで延長される。

4. 固定資産税

(1) 商業地等、住宅用地ともに現行と同様の負担水準に応じた負担調整措置が継続される。

(2) 地価の下落等に鑑み、都市部を中心とした大幅な地価の下落による納税者の負担感に配慮し、平成9年度から講じられている臨時的な税負担の据置措置が継続される。

金融・証券税制の改正点

1. 配当課税の見直し(上場株式等の配当等)

(1) 平成15年3月末受け取りまで

20%が源泉徴収される。少額配当なら確定申告は不要だが、配当額が一定額を超えると申告が必要。

(2) 平成15年4月から平成20年3月末受け取りまで

10%が源泉徴収される。配当の金額にかかわらず申告は不要。

(3) 平成20年4月以降受け取り

20%の源泉徴収される。配当の金額にかかわらず申告は不要。

2. 株式譲渡益の見直し

3. 投資信託課税の見直し

法人税関連の改正点

1. 試験研究費の税額に係る税額控除制度の創設(研究開発減税)

試験研究費の総額の8~10%(中小企業は12%)相当額を税額控除。ただし、当初3年間に限り10~12%(中小企業は15%)の税額控除とされます。なお、前1年以内に開始した事業年度において税額控除限度超過額がある場合に、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を超えるときは、税額控除限度超過額の繰越控除ができる。ただし、当期法人税額の20%相当額が限度。

<適用関係> 平成15年1月1日以降に開始する事業年度で、かつ、平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用される。最も早い法人は平成15年12月末日決算法人が適用となる。

2. IT投資促進税制の創設(設備投資減税)

一定のIT関連設備等の取得等をした場合には、取得価格の50%の特別償却と10%相当額の税額控除との選択適用ができる。ただし税額控除は、当期法人税額の20%相当額が限度で、控除限度超過額については1年間の繰越が認められる。

3. 開発研究用設備の特別償却制度の創設(設備投

資減税)

一定の開発研究用設備を取得した場合には、取得価額の50%の特別償却制度が導入される。

<適用関係> 上記2.3の措置は、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に取得等をして、これを国内の事業の用に供した場合には、平成15年4月1日以降に終了する事業年度について適用される。

4. 少額減価償却資産の即時償却制度の創設(中小企業支援)

中小企業者等が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得価額の全額の損金算入が認められる。

5. 交際費等の損金不算入制度の見直し(中小企業支援)

400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を資本金1億円以下の中小法人に拡大し、定額控除までの金額の損金不算入割合を10%に引き下げた上、適用期限も平成18年3月31日まで3年延長される。

6. 同族会社の留保金制度の見直し(中小企業支援)

自己資本比率(総資産に占める同族関係者からの借入金を含む。)が50%以下の中小法人(資本金1億円以下の法人)につき、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度については、留保金課税を適用しない措置が講じられる。また、現行の課税留保金額に対する税額の5%の軽減措置は廃止される。

消費税関係の改正点

1. 事業者免税制度と簡易課税制度の適用上限の引き下げ

(1) 事業者免税制度の適用上限が1,000万円以下に引き下げられる。

(2) 簡易課税制度の適用上限が5,000万円以下に引き下げられる。

2. 中間申告制度等の見直し等

(1) 直前の課税期間の年税額が4,800円(地方税込6,000万円)を超える事業者は、中間申告納付を毎月行うこととし、原則として、前年確定税額の12分の1ずつ申告納付する。

(2) 事業者の選択により課税期間を3ヵ月とする特例制度について、新たに課税期間を1ヵ月とする特例が設けられる。

(3) 事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売等の取引を行うに際し、予め取引価格を表示す

る場合には、消費税を含めた価格を表示することが義務づけられます。

<適用関係> 1～2の改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用される。

その他の改正点

1. 配偶者特別控除制度（所得税・住民税）の廃止
2. 酒税・たばこ税の引上げ
3. 自動車の「グリーン税制」の縮小
4. 外形標準課税制度（法人事業税）の導入

ニコニコ箱

松尾副S.A.A

ホームクラブ皆出席	大木
センバツ甲子園智弁和歌山初戦突破	大森
山田会員写真をありがとう	山口
緑の羽根募金	¥500

本日計 9,500円

累計 1,358,550円

次回卓話

「親睦家族観桜会」

親睦活動委員会